

平成16年9月21日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会
第17回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会・第17回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成16年9月21日 午後2時01分

閉会 平成16年9月21日 午後3時59分

2. 出席した委員の氏名

委員 桜本和美 樋口清允 福島哲男 三鬼楠好

宮原邦之

特別委員 石黒勝三郎 蟹 忠男 川端 勲 寿崎洋一

高橋健二 藤井 浩 本川廣義 保田綱男

山田邦雄 吉岡修一

3. 水産庁側出席者

弓削次長 竹谷資源管理部長 衆審議官 五十嵐漁政課長

須藤企画課長 武田管理課長 重沿岸沖合課長 山下遠洋課長

長谷資源管理推進室長 淀江指導監督室長

4. 諮問事項

諮問第67号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

諮問第68号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第69号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1. 諮 問

諮問第67号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

諮問第68号 指定漁業の許可及び取締り等に関する

省令の一部を改正する省令について

諮問第 69 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条
第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

1 . 協 議

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の見直しについて

1 . そ の 他

1 . 閉 会

開 会

五十嵐漁政課長 定刻でございます。ただいまから第 17 回の資源管理分科会を開催いたします。
まず、9 月 1 日付けで水産政策審議会委員の交代がございましたので、御紹介申し上げます。

菅原昭委員が願により委員を退任されました。その後任として、全国漁業協同組合連合会代表理事専務の宮原邦之氏が任命されました。

また、宮原新委員は、水産政策審議会会長から、この資源管理分科会に所属するという指
名をされております。

宮原委員を御紹介申し上げます。

宮原委員 全漁連の宮原でございます。よろしくお願いを申し上げます。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。

本日の委員の御出席の状況でございます。水産政策審議会令 8 条 1 項の規定によりまして、審議
会の定足数は過半数となっております。本日は委員 8 名のうち 5 名の委員の御出席をいた
しておりますので、定足数を満たしておることを報告申し上げます。

続きまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。まず議事次第の 1 枚紙、それから資
料一覧の 1 枚紙。資料 1 として、委員の名簿が 1 枚でございます。資料 2 として、「海洋水産資源
開発促進法施行令の一部を改正する政令について（諮問第 67 号）」、大変に厚いホッチキスとじが
ございます。資料 3 として、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令に
ついて（諮問第 68 号）」ということになっております。もし何か不都合ございましたら、事務局に
お申し越しをいただきたいと思います。

なお、既にごらんいただいておりますが、本日は山下分科会長が御欠席で
ありますので、分科会長代理の桜本委員に本日の議事進行をお願い申し上げたいと思
います。

よろしくお願いをいたします。

桜本分科会長代理 山下分科会長の代理として、本日は進行役を務めさせていただきます。よろ
しくお願いをいたします。

諮 問

諮問第 67 号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について

桜本分科会長代理 早速ですが、議事に入りたいと思
います。

まず、諮問第 67 号の「海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について」、説明をお願いいたします。

重沿岸沖合課長 沿岸沖合課長の重でございます。着席して御説明申し上げます。

まず諮問文を読み上げさせていただきます。

16 水管

第 1918 号

平成 16 年

9 月 21 日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井善之

海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について（諮問第 67 号）

海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令を制定したいので、同条第 5 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、資料 2 - 2 をご覧いただきたいと思います。これは海洋水産資源開発促進法に基づきます指定海域制度の概要でございます。海洋水産資源開発促進法の中で、そこに書いてございますとおり、「自然条件が優れているため漁場としての効用が高く、かつ、漁業生産において重要な地位を占める海域」を政令で指定いたしまして、指定いたしました指定海域におきましては、海底の掘削等を政令で指定する行為、一般的には石油掘削のやぐら等なんですが、そういうものを建てようとする行為をしようとする者に対して、都道府県知事又は農林水産大臣への届出義務を課しているものでございます。

2 でございます。その関係での今回の改正でございます。この指定海域につきましては、海洋水産資源開発促進法に基づきます施行令、昭和 46 年の政令でございますが、第 5 条第 1 項の規定におきまして、別表に経緯度もしくは灯台、岬等の名称を用いまして、その海域が特定されております。

途中で恐縮ですが、最後のところをごらんいただきたいと思います。最後の資料 2 - 6 が指定海域の概要図でございます。31 の海域にかかわる別表がございまして、ここで、それぞれの海域が特定されているわけでございます。

この海域を特定するに当たりましては、今申し上げましたとおり、経緯度、灯台、岬等の名称を用いているわけでございます。そもそも灯台とか岬等の名称を用いている理由といたしましては、基本的に漁業関係法令等におきましては、一般的または伝統的に灯台、岬等を目印にしまして漁業活動が行われているという実態がございますことから、これまで灯台、岬等を用いて特定の点をあわすという形で、今の別表のようなところにつきましては、そういう対応をしてきたところでご

ざいます。

しかしながら、この指定海域制度につきましては、現在対象となるような方々は石油掘削業者等の事業者の方々であるといったようなことから、日常の漁業活動の関係とは直接的に関係しない方が多い。また、最近のGPS等、経緯の測定技術が発達している現在では、こういう方々においては、経緯度により増して海域を特定した方が事業者の方々としても非常に利便性が高い、また届出を受ける我々行政庁としても利便性が高いということがございます。

また、ここには書いてございませんが、前回、前々回におきまして、開発促進法の施行令の関係では市町村合併に伴います名称変更という形で2回ばかり諮問を申し上げているところでございます。前回は、三重県の志摩市、長崎県の五島市といったところが市町村合併によりまして名称変更されて、その関係で別表の変更も行われているわけでございます。今後とも市町村合併が引き続き行われることが想定されております。そういう関係のことからいたしましても今回、施行令の改正が有効な手立てになるのではないかと考えております。

どういう内容を変更しようかということでございますが、次の資料2 - 3は政令そのものでございますので、次の資料2 - 4をごらんいただきたいと思っております。これが新旧になっております。下の方のページでは4 - 1になっているところでございます。これが改正案と現行案の新旧になっております。

今回する改正は、先ほど申し上げた経緯度のほか、地名いわゆる灯台とか岬の名称を用いて、その場所を特定しているわけでございますが、現在のGPS等の技術の発達をそのまま受けまして、この場所をすべて経緯度にあらわすという形で、岬、灯台等の名称を経緯度にかえるという内容でございまして。

まず4 - 1の下の方でございますが、現行の「宗谷・網走沖海域」で、最初の「北海道稚内市宗谷岬灯台から正東三千メートルの点」、灯台から正東3000メートル沖合の点の一つのポイントになるわけですが、これをそのまま経緯度で表しまして、上にまいります、「北緯四十五度三十一分十七秒東経百四十一度五十八分二十九秒の点」という、経緯度で表した形に変更するものでございます。

先ほどごらんいただきました資料の最後にございます31の海域すべてのポイントにつきまして、このような手当てをしております。今回、ここに表しております31海域のそれぞれの線を囲んでいるポイントにつきまして経緯度であらわして、それをもって別表のこれまでの灯台等の名称にかえて、これを適用するということでございます。

以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

桜本分科会長代理 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

桜本分科会長代理 それでは、諮問第67号については原案どおりということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

諮問第68号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

桜本分科会長代理 続きまして、諮問第68号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、説明をお願いします。

須藤企画課長 企画課長の須藤でございます。諮問第68号、資料3でございます。資料3をご

らんいただきます。

最初に諮問文を読み上げさせていただきます。

16

水漁第1316号

平成

16年9月21日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井善

之

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第68号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第5項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚おめくりいただきまして、説明文が2ページにございますので、そこをごらんいただきながら説明させていただきたいと思っております。

今回、改正する内容点は、（1）（2）（3）の3点でございます。

最初の点が内容的な改正があるものでございます。これは2年前ぐらいだと思っておりますが、座礁鯨が何件かありまして、そのときの処理について、揚がった浜の市町村が大変困っていたということがあったかと思っております。御記憶のある方がいらっしゃるかと思っております。その関係規定の整備でございます。

2番目は、停泊命令に関する規定の整備を入れております。指定漁業を整理いたしました前回の一斉更新のときに、本来、改正を入れておけばよかったものでございます。そういう意味での改正漏れ、いわゆるちょんぼ直しでございまして、恐縮ながら、今回、入れさせていただいているものでございます。

3番目は、いつもの市町村合併に伴います改正の内容でございます。

最初に、座礁鯨についての規定の整備の内容でございます。座礁鯨の関係、いわゆるひげ鯨等というふうに一括りにしておりますけれども、ひげ鯨、まっこう鯨、とっくり鯨、及びみなみとっくり鯨が、ひげ鯨等ということで一括りのものとなっております。

これにつきまして現在、鯨類の資源管理を適切に行うため、農林水産大臣が告示する定置漁業において混獲した場合を除きまして、基本的には禁止です。ただ例外的には、大型捕鯨漁業、小型捕鯨漁業者または母船式捕鯨漁業者、この3者におきましては、禁止は解除されておりますが、それ以外の者の捕獲は基本的に禁止されているという状況でございます。

また、それはあくまでも捕獲でございますが、混獲されましたひげ鯨等につきましては、その流通がひげ鯨等の密漁とか密輸を助長しているのではないかという指摘が国際捕鯨委員会で報告されていること、さらには国際捕鯨委員会における鯨類の資源管理の情報として、混獲したひげ鯨等の

データを用いることが有効であるということ、この2点を考慮いたしまして、混獲したひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析を行いまして、農林水産大臣に報告するということを義務づけしております。

一方、浅瀬等に座礁または漂着しましたひげ鯨につきましては、以上の取り扱いからいたしますと、現在、それを捕獲することはできないことになっております。ただ、近年、座礁する鯨の頭数が増えておりまして、物理的・経済的理由から、それを救出することや埋却等の適切な処理を行うことが大変困難であるという事例が何件か出てきているという状況でございます。

これを踏まえまして、水産庁といたしましては、平成14年9月から、座礁鯨類処理問題検討委員会を庁内で開催しておりまして、同委員会におきまして、座礁鯨の適切な処理体制について幅広く意見交換、検討を行ってまいりました。昨年6月に、救出が困難となった座礁鯨につきましては、それを処理する費用がどうしても必要であると、その処理費の捻出とか、また、そこにある以上はその資源を有効利用すべきだという声が高いこと、これらの観点から、その利用を認めるべきであろうという旨の中間報告をいたしております。

これを受けて今回の改正の内容でございますが、最初の点、座礁または漂着したひげ鯨等につきましては、定置漁業において混獲されたひげ鯨と全く同様の処理、つまり捕獲を認めます。

2番目に、座礁状況の報告の義務づけを行います。それとともに、座礁または漂着したひげ鯨等を救出する場合、及びひげ鯨等のすべての部分を埋却または焼却する場合を除きまして、DNA分析を行って、その結果を大臣に報告するというところでございます。これらは現在あります混獲されたひげ鯨の処理の仕方と同様な内容のものでございます。この関係の所要の規定を整備するものということになります。この内容につきましては、先ほど申しました座礁鯨類処理問題検討委員会の中でも了承をいただいております。

具体的な条文の関係では、別添1というところ、本文書き下しの条文は4ページにあって読みにくいものですから、8ページ以下の新旧対照表をごらんいただきますと、具体的には、81条のところ、90条のところ、ここに関係する条文が載せてございます。81条の第1項におきまして、座礁または漂着したひげ鯨等について、捕獲した場合を禁止の例外という定め方で捕獲を認める形にいたしまして、捕獲した場合の処理について、以下の条項で必要な改正を行っております。基本的には、90条であります従来混獲した場合の処理と同様な処理がなされるということになります。

第2点目の改正の内容でございます。停泊命令に関する規定の整備という内容でございます。指定省令の第4章、これは雑則というところに当たるわけでございますが、そこにおきましては、指定漁業に関連した制限または禁止措置を規定してございます。禁止措置に違反したものは、当然ながら、罰せられるといいますが、取締りが行われるということでございますけれども、指定漁業で禁止されている内容は、それ以外の漁業者に対しても一定の取締りの根拠をつくっておかねばなりません。その関係の条文が一部欠けているところがあったというのが今回の改正内容でございます。

具体的に申しますと、指定省令の100条、これはさんま漁業で一定の指定されました操業水域以外のところは指定漁業の漁業者は操業してはならないということが第100条に書いてございます。同様に、102条でもべにすわいがに漁業について同じことがあり、また104条のいか流し網漁業についても同様に……。いか流し網漁業については、基本的にはとってはならないと全面的な禁止でございまして、それが規定されてございます。

当該規定を盛り込む際に、そのほとんどは承認漁業から指定漁業に移管した前回の一斉更新のときだったわけでございますけれども、これを改正する際に、指定漁業者以外の漁業者の取り扱いに

ついて、条文に盛り込むのが欠けていたというものでございます。

もしこれが欠けたままでございますと違反をした、指定漁業者に対しては、停泊を命ずることができませんが、それ以外の者に対しては、停泊を命ずることができないままに置かれるという状況になります。一斉更新の前までは承認漁業でございましたので、承認漁業関係の省令におきまして、その際の条文は、そのときに明定されてございました。

つまり、今回条文の中に盛り込もうする内容そのままでございますが、当該漁業者以外の者がそれぞれの漁業の目的とする漁業を営んだ事実があると認める場合にありましては、漁業取締り上、必要があるときに、その船長等に対しまして停泊を命ずることがもともと条文上としてあったわけでございます。そういう意味で欠けている部分でございますので、今回、その規定を盛り込ませさせていただきたいというものでございます。これは、先ほど申しました当該条文、100条、102条、104条の関係でございます。罰則関係が106条でございます。

第3点目でございます。いつもながらのものでございまして、市町村合併に伴います改正でございます。今回、お諮りいたしますのは二つの案件でございます。一つ目は鹿児島県川内市関係の合併の案件でございます。もう一つは鳥取県鳥取市にかかわります合併の案件でございます。

最初の鹿児島県川内市は、周辺の町村と合併いたしまして、10月12日に薩摩川内市という名前になる予定だと聞いてございます。また、鳥取市につきましては、11月1日に鳥取市という名前一つになるということだと聞いてございます。

こういう内容でございますけれども、今回の内容は、条文が複雑になっているかのように見えますので、御説明いたします。最初の薩摩川内市は、鹿児島県の川内市とその周辺の町村の合併により薩摩川内市の10月12日の誕生につきましては、既に合併に伴います地方議会の承認と総務省によります告示という必要な手続はすべて済んでおりまして、あとは10月12日を待つだけということでございます。これは確実に行われるし、10月12日に施行しなければならないという状況でございます。

もう一つの11月1日予定の鳥取県鳥取市でございますが、地方議会の承認を9月定例議会の最終日にするという議会側の御都合があるようでございまして、これが10月8日に議決するということでございます。したがって、官報の告示が12日より前に間に合いませんので、12日より後になる、つまり先ほどの薩摩川内市と一緒に省令改正をすると前後がおかしくなるという事情になります。

したがって、今回、両方ともお計らいさせていただきまして、そちらも改正するというところで御承認いただきたいわけでございますが、後者の鳥取県鳥取市につきましては、条文上は別の省令を立てさせていただきまして、鳥取市だけを改めるというものを一つ別につくります。このため、別添2という形で独立したものであるというふうにさせていただきたいと思っております。

なお、11月1日に合併するというのは、単純に議会の承認が10月8日にずれているだけでありまして、市民等にも周知されており、これについて反対もないと聞いておりますので、確実であるということをお述べさせていただきたいと思っております。

改正内容は以上でございます。

桜本分科会長代理 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

保田特別委員 鯨が座礁もしくは漂着した場合に、今度からは、利用してもいいというふうになるわけですね。定置網の混獲と同じだというふうにならした場合、見つけた、漂着した場合……。

定置の場合ですと、何号の網、何号の網というふうになって、鯨が入った網の混獲者の所有にな

るんですけれども、どこに漂着するかわからない場合に、だれのものになるんですか。

山下遠洋課長 御指摘のとおり、座礁あるいは漂着した鯨類につきましては、その時点では当然、無主物でございます。従来、利用できないという中で、所有権の問題についてはほとんど表になっておりませんが、我が国の漁業関係法令の中では、利用する、あるいは採捕するということが所有権を発生させることとなりますので、今回、利用ができるということになったときに所有権の問題が出るわけでございます。

生きたまま座礁した場合には、従来、定置の場合もそうでございますけれども、もう一度、海に放してもらおうというのが最初にやっていただくこととなります。その場合は所有権云々の問題ではなくて、地元の市町村なり関係者に御協力をいただくことになると思いますけれども、その時点では海に戻していただく努力をする。

条文の中に、ただし書で、農林水産大臣が認める場合にいいよというのが書いてございます。ただいまの資料の8ページをお開きいただきたいと思います。上段の第81条で線が引いてある部分に、「座礁又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合」とあります。

どんな条件を考えているのかということになりますけれども、まず死んでそのまま漂着した場合ですね。それから、非常に暴れて人間に危害を加えるおそれがあるという場合。あるいは、傷があったりして瀕死の状態にあって、これは救出の見込みがないという場合。あるいは、そういったことがなくても、ある一定時間、48時間を考えておりますけれども、座礁、漂着してから48時間を経過したもの。そういう条件のいずれかを満たす場合に捕獲していいと、利用を可能とするというふうに考えております。

ですから、最初に救出あるいは、死んでいてどうしようもない場合には、救出ではなくて、ごみの処分的な話も出てまいりますので、最初は地元の市町村の管理といたしますが、一定の管理の中に置いていただいて、ある一定条件のもとに、これは捕獲、利用しようじゃないかというときに、一体だれが利用するかを地元で決めていただくというふうに、これはケース・バイ・ケースで、地元でいろんな状況があると思いますから、一概にこういう状況でなければならないと言えないと思いますけれども、決めていただく。

その中には、例えば一部だけ使いたいという場合もあるでしょうし、骨格標本がほしいという場合もあるでしょう。そういうのを全部含めまして、地元でそういうことを決めていただくということを考えております。

ですから、その時点で、今おっしゃった所有権が発生してくるものと考えております。

保田特別委員 基本的には個人のものではないということですか。第1発見者のものではないということですか。例えば漁業協同組合なり、市町村なり、公的なものが利用できるというふうに考えてよろしいですか。

山下遠洋課長 今申し上げたように、最初にお願いしたいのは、生きている限りは帰していただきます。第1発見者が個人であれば、その個人にやっていただくわけにはいきませんでしょう。その辺は地元で、現場、現場で話し合ってください必要があるかと思っております。第1発見者というわけにはいかないと思います。

保田特別委員 わかりました。ありがとうございます。

樋口委員 お尋ねしたいんですが、鯨が生きておったらいかんという。鯨は自分の意思というか、これで陸に座礁するだとか、飛び上がったとかいうのは、餌でもとりに来てりゃ別じゃが、本来で

すよ、もう死ぬるのを惨めに見とって、それから、テレビなんかで、わしよく見るが、寄ってたかって引っ張り出して……。多分、傷ついとると思うが、ああいう状態を考えたときに、普通だったら、日本人は鯨を食うものだという考え方から出発すれば、漂着じゃ、座礁じゃいうものは、生きとる間に取り上げて食うべきだと思うが、いかがなものでしょうか。

山下遠洋課長 ただいまの御意見につきまして、先ほど企画課長から説明いたしました中にも出てまいります、専門家の方々にお集まりいただいて検討会ということで長い間検討してきたわけでありまして、その中でも、委員がおっしゃられたような意見も、当然出ております。

そういう中で、なぜ座礁するということが発生するのかについて、科学的にはわかっていないというのが科学者の話でございます。いろんな理由が考えられるんでしょうけども、最初は、定置網に入った場合と同様に、海に帰してやろうじゃないかということが検討会の中でも言われております。

ですから、そういうことを前提にしながら、必要な場合には利用できるような道を開こうということで検討会の結論が得られましたので、それに基づいて今回、御審議をお願いしている次第でございます。

樋口委員 わしは全く違うと思います。混獲というのは仕掛けた装置に入ってくるんですよ。片一方は、自由意思というか、発露というか、それで陸に飛び上がったたり座礁したりするんですよ。これと一緒にしちゃ、わしはおかしいと思う。

つかまえようとしてつかまえたものは捕獲という。それから、迷い込んだものは混獲という。陸へ上がってきて、自分が上がってきて、これを置いておいたら死ぬるというものを漁師が陸で眺めて、それを放っておくというのは漁師の本来のありようから外れておるとわしは思う。それ以外のことをする人は漁師じゃないと思いますよ、わしは。

どんな科学者が学者が言うたか知らんが、装置を張って混獲されたものと、陸へ上がってきたものと一緒にするじゃいう、そんなものは研究をするじゃいうたぐいのものではないと思うが、いかがですか。

山下遠洋課長 漁師さんのお気持ちなり考え方というのは我々も十分理解をしておりますし、今まで寄り鯨とかいうことで利用してきたではないかという御意見だろうかと思います。そういう意見も踏まえながら検討会で御議論をいただいております。

それから、先ほど第1発見者なり何なりの話も出ましたが、最近、年間100件を超える件数の鯨の座礁等ございますけれども、必ずしも漁師さんが最初に見つけているわけでもございませんし、一般市民の方が発見される場合もあります。そうしますと、市町村や漁協の方が見つける前に、一般市民の方々が既に救出の活動を始めているというのも実際には現場で多々見られるようでございます。

そういったいろんな条件を検討会で御議論いただきまして、本日の諮問によりやく到達したということで、委員のおっしゃった意見も当然、検討会の中でたくさん出ておったことは御紹介申し上げたいと思います。

桜本分科会長代理 樋口委員、いかがでしょうか。

樋口委員 納得はいかんでも、仕方ないわね。ほかのところでも検討したと言うたら、その人たちの意思をわしが全部削いで、どうこう言うわけにもいかんから、わしはかるうじて、引っ込めはせんが、言うとかぞということで……。

そんなことで、威張っていくかね、あんた。物事の基準というのは、漁師として、例えば変なお

じさんが海岸のほどひらいにとって鯨見つけたと、その人のものじゃという考え方がよね、漁業権というものが存在する限り、漁業者が、これをどうすりゃということから始めますような段取りが本来あってしかるべきだと思う。農家のおばちゃんが鯨を見つけたぞいうて、「それが無主物やけん、おれのものじゃ」というのを水産の関係者が言うようじゃ、わし間違うてるように思う。

漁業権範囲というのは、全国どこにでも設定されておる。勝手にだれでも行ってとってみなさい、しかられるのに、鯨つかまえた、見つけたいうて、あれがそうじゃだいうばかな論議はする必要ないと、わしはそう思います。

桜本分科会長代理　そういう意見があったということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

藤井特別委員　実は定置に入ったものを私のところもときどき買うわけです。例えば能登でも、例を取れば、「入った。苦しんでおる。定置壊される。これどうしたらいいだろうか。買ってくれるか」、「死ねば買う」というふうに言わざるを得ないわけです。

だけど、恐らくほとんどが相当な危害を加えて出ていくんだと思う。そのときは、人道的捕殺というのがありますよね、苦しめずにいかに……。僕はこれを鯨道的捕殺と言いたいんだけど、いかに早く楽にさせてあげるかということはあるんですよ。

だから、そこは、その場で見て判断しなきゃあないでしょう。どうこうここに書くべきことでもなかるうとは思いますがね。大概とっているんじゃないですか。

樋口委員　そういうふうに言うたら身もふたもない。しかし、誤解を招かないために、きちんと見解をただしておくことは必要だと思うから、あえてこうやって言うとするわけですよ。

藤井特別委員　48 時間というのをもう一度説明していただきたいんですけども、48 時間というのは、根拠は何でしたっけ。

山下遠洋課長　条件として、48 時間と申し上げたのは、一つの条件であります。もう一回、条件として考えていることを申し上げます。

一つは、そもそも死んだものが漂着した場合。ドタバタ暴れたり、あるいはシャチなんかの場合もありますけれども、人に危害を加える恐れがある場合。それから、外傷、傷があって回復の見込みがないと判断される場合。それから、48 時間経過しても救出ができない場合。そのうちのどれか一つのものに該当した場合には、捕獲していいということを考えております。

それから、48 時間というものの根拠といえますか、従来、漂着した場合に救出活動をいろいろやった例もありますけれども、少なくとも 48 時間を超えて生存していた例はほとんど見られなかったということから、48 時間を見れば、それ以上、生き延びる可能性はないだろうということで、48 時間という時間を設定しようとするものであります。

桜本分科会長代理　よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ、諮問の第 68 号は原案どおりということで承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

桜本分科会長代理　ありがとうございました。そのように決定させていただきます。

諮問第 69 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定
に基づく基本計画の検討等について

桜本分科会長代理 続きまして、諮問第 69 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いします。

武田管理課長 管理課長の武田でございます。諮問第 69 号につきまして、お手元でございます資料 4 - 1、6 枚紙をホッチキスしたものですけれども、それに基づきまして御説明いたします。着席して説明させていただきます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井善

之

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の
規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 69 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 15 年 12 月 4 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今回の基本計画の検討ですけれども、内容につきましては、1 枚めくっていただきまして、資料 4 - 2 を見ながらお聞きいただきたいと思えます。

今回の内容は、まあじとまさば及びごまさばといった浮き魚類の T A C につきましては、平成 16 年 T A C の留保分の配分でございます。

まあじ、まさば及びごまさばの T A C につきましては、既に御説明を皆様に行っているかと思えますけれども、漁期開始後の漁場の形成場所によりまして、配分先ごとの消化率に大きな差が出てまいります。このため、今年、平成 16 年の T A C 配分に当たりまして、業種別、県別の配分につきまして、前期と後期に分けまして、後期分の配分については前期の漁獲実績を踏まえて行う。そういうことによって、年間の配分量が漁期中の漁場形成に的確に応じたものとなるようにしたいということでございます。

このような前期、後期に分けて配分することによりまして、従来よりも低い水準で、平成 15 年で言いますと、A B C の 2 倍の T A C を設定していたわけですが、平成 16 年におきましては、A B C の 1.5 倍という水準で T A C を設定してまいりたいという考え方に基いて、前期、後期に分けて配分するものでございます。

配分の仕方ですけれども、T A C 総量の全体の 3 分の 2 につきまして、これを年前半分ということで配分いたしまして、年後半、7 月から 12 月の分を 9 月までに追加配分するという御説

明をし、御了承いただいているものでございます。

具体的に言いますと、2ページの第4に、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の漁業の種類別に定める数量に関する事項というのがございまして、ここに3と5のところ、それぞれまあじ、まさば及びごまさばの大中型まき網漁業の数量が書いてあるところでございます。

今回は、この部分について追加する部分と、1ページめくっていただきまして、第6の第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項、この中の(3)まあじ以下、アンダーラインが引いている5県でございますけれども、これらについての追加配分。それから、4を飛ばしまして、(5)のまさば及びごまさばというところで、東京都、次のページにまいりまして静岡県以下鹿児島県までの7都県についての追加配分でございます。

今回の配分の考え方を簡単に御説明申し上げます。年前半の漁獲実績に応じた数量をそれぞれの漁業種類、それぞれの県に配分するというのが基本的な考え方でございますが、もちろん追加を希望していない県もございまして、そういったところについては、配分を受けずと計画変更の事務だけが生じるということでございまして、当然のことながら配分をしないということになります。

それから、こういった年前半の漁獲実績に応じた配分というだけでは都道府県の必要な数量に足りない場合がございます。漁場形成がよくて、年前半の実績でいきますと、12月までに不足を生ずる見込みが高いといった漁業種類あるいは県につきましては、過去5年間の年前半と年後半の漁獲量の構成割合、要するに、後半の方にたくさんとれているという実績があるわけですが、これまでの年の前半、後半の漁獲量の構成割合等を見て必要な数量を配分するという、2段の考え方に基きまして配分することにしております。

具体的な数量は表に返って御説明申し上げますけれども、第4の指定漁業の種類別に定める数量につきましては、大中型まき網漁業ですけれども、まあじにつきましては、4万2000トンを追加いたしましたして12万9000トンにする。まさば及びごまさばにつきましては、4万6000トンを追加いたしましたして20万3000トンにするという内容でございます。

それから、1ページめくっていただきまして、都道府県別に定める数量につきましては、まあじについては、愛媛県が3000トンを追加して8000トンに、長崎県が9000トンを追加しまして2万7000トンに、大分県が2000トンを追加して6000トンに、宮崎県が6000トンを追加して1万2000トンに、鹿児島県が1000トンを追加しまして6000トンにということで、5県につきましては、追加配分をするということでございます。

それから、(5)のまさば及びごまさばにつきましては、東京都が4000トンを追加して2万4000トンに、4ページに入りまして、静岡県が3000トンを追加して1万トンに、三重県が7000トンを追加して1万6000トンに、和歌山県が1000トンを追加して6000トンに、二つ飛びまして長崎県が6000トンを追加して1万6000トンに、宮崎県が4000トンを追加して7000トンに、鹿児島県が2000トンを追加しまして8000トンに、以上、7都県につきましては、追加配分をするということでございます。

以上がまあじ、まさば及びごまさばの追加配分案でございます。

参考としまして、1枚めくっていただきまして、5ページには都道府県別の配分一覧表をつけております。網かけのところは今回、変更になっている部分でございます。

もう1ページめくっていただきまして、最後の6枚目には、これまでの年前半の漁獲実績、6月30

日までの採捕数量等が書いてございます。まあじの欄で見いただきますと、大臣管理分で行きますと、大中型まき網漁業、漁獲可能量 8 万 7000 トンに対しまして、採捕数量 5 万トン、枠の消化率として 58 % という形で出ております。県によっては、前半の漁獲可能量に対して既に採捕数量が相当高い数字になっているのがごらんいただけるかと思えます。

以上で説明を終わります。

桜本分科会長代理 留保分の追加配分の件ですが、ただいまの説明に対しまして、質問、御意見ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

桜本分科会長代理 それでは、諮問第 69 号は原案どおりということで決定したいと思います。

協 議

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の見直しについて

桜本分科会長代理 続きまして、協議事項に入ります。「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の見直しについて」、御説明をお願いします。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長の長谷でございます。協議事項につきまして御説明いたします。着席させていただきます。

お手元の資料 5 をごらんください。この基本計画ですけれども、ただいまの留保分の再配分においても御審議いただいた計画でございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、略して「資源管理法」と言っておりますけれども、同法に基づきまして、農林水産大臣が我が国周辺水域の海洋生物資源の保存・管理について定めている基本計画でございます。

この計画の中で T A C の数値が定められておりまして、来年の T A C につきましては、11 月に予定されております次回の当分科会にお諮りする予定としております。本日、こうして協議事項として取り上げさせていただいたのは、来年の T A C の数値設定に向けた考え方等について、11 月にお諮りしようとする段階で考えておりますたたき台について御説明し、御意見を伺いたい という趣旨でございます。

資料 5 の第 1、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針がございます。毎回 T A C の配分等で諮問させていただくときは、ここが略ということになっておるわけですけれども、左側に改正案、右側に現行ということで並べてあります。現行の方をさあっと見ていただきますと、この第 1 が 1 から 11 まで、5 ページまででございます。

基本方針ということなんですけれども、これを見ますと、背景ですとか経緯を中心に、海洋法の批准ですとか、T A C 制度の導入ですとか、資源回復計画ですとか、折々に書き足していったものですから、背景、経緯を中心に非常に長い記述になっております。今回、庁内での検討を踏まえまして、経緯的な記述は削除し、T A C に関することは第 3 の T A C の部分へ、T A E に関することは第 8 の T A E の部分へと、それぞれ移すなどによりまして、基本方針として簡潔な表現にしたいと考えております。

具体的には、1、基本理念としておりますが、科学的知見に基づき管理することによって、水産基本法の基本理念である水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図るということを明記するとともに、資源管理の現場での実際の担い手が漁業者であることにかんがみて、役所的な文章に

なっておりますが、要は漁業者のやる気を起こす施策を講ずる旨、記述したつもりでございます。

このため漁業経営に十分配慮すること、水産政策審議会あるいは各地の、各県の、あるいは連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会と、3段階ございますが、そういった漁業調整委員会などで関係者の合意形成を図ると、すなわち納得づくの管理措置を取っていくんだということを書いたつもりでございます。

続いて、2と3になるんですが、この部分は水産基本法に基づきまして、一昨年3月に閣議決定されております水産基本計画の中にも、我が国周辺水域の資源の保存・管理という部分があるわけですが、そこから全く同じ文言を持ってきております。

2は漁獲量及び漁獲努力量の管理ということでございます。言うまでもなく、我が国の資源管理は長年、漁業法と水産資源保護法に基づきまして、漁業許可制を中心にして漁獲努力量の管理を行ってまいりました。その基盤の上に現在TAC制度あるいはTAE制度が追加されているわけですが、これらの管理手段を組み合わせる適切に管理していくという趣旨でございます。

3は、特に緊急に資源の回復が必要な資源のことが書いてあります。そのような資源については資源回復計画で対応するという方針を示しております。このような記述にすることによりまして、閣議決定とも合致した基本方針を簡潔に表現したいということでございます。

続きまして、5ページをごらんください。5ページの下の方になりますが、第3ということで、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項という項目がございます。これはTACに関する事項なんですけれども、現行計画では、ここにいきなり各魚種のTAC数値が記載されております。資源管理法では、TACは当該資源の動向と他の資源との関係等を基礎として、漁業の経営その他の事情を勘案して定めると規定されております。今回は、この勘案の考え方について示したいということでございます。

なお、括弧書きがついておりますが、今後、さらに2年程度、検討を深めまして、括弧書きに書いてありますように、19年TAC設定に係る改正までに……。19年TAC設定というのは次回の指定漁業の一斉更新とあわせてという意味なんですけれども、2年間程度かけて、5年間程度という中期的な管理方針として書いていきたいと、今後2年間かけて、とりあえず、こういう形で書きますけれども、さらに深め、見直していきたいという趣旨でございます。

6ページになりますが、各論になります。(1)ですけれども、代表的な例としてはまき網漁業になるんですが、TAC魚種のうち、先ほども出しましたが、あじ、さばですとか、いわしですとか、するめいかが漁獲対象になっております。このうち、現在まいわしとまさばが資源としては低位水準ということでありますけれども、浮き魚類につきましては魚種交代説など、学説がございまして、現状では、まいわしは資源回復の条件が必ずしもよくない、一方まさばの方は回復の可能性がより高いというのが通説になっております。

これは現場の担い手である漁業者の実感とも合致しておりまして、現在、福島委員おられますけれども、北部太平洋のまき網の漁業者がまさばの資源回復計画に取り組んでいるところでございます。そのような場合、条件のよい魚種を重点的、優先的に回復させるという趣旨でございます。一方、回復の条件が悪い魚種は、回復というところまでは期待できなくても、資源を維持するなどの目標にあわせてTACを設定するという趣旨でございます。

まき網のことを例に取りましたけれども、すけとうだらも最近、低位で、再生産に関する環境が悪化しておりまして、同様な状況と認識しております。

(2)につきましては、念頭にあるのはさんまでございます。さんまは資源状況は全般的にはよ

いとされておりますが、供給量によりまして魚価が極端に変動いたします。現在は輸入ものもございますので、国産だけで物を考えられる時代ではございませんけれども、それにしましても資源の変動に応じて一々TACを変動させるのは漁業経営に悪影響が極めて大きいと考えております。漁業経営が破壊されれば結局、水産物の安定供給もできませんので、ひいては水産基本法や資源管理法の目的を達成できないということだと思っております。

したがって、このような資源につきましては、資源評価の振れをそのまま直にTACに反映させるのではなくて、TACは安定的に設定していきたいという趣旨でございます。

(3)ですけれども、日本海、東シナ海側のいわし、あじ、さば、するめいか、それから、オホーツク海側のすけとうだら、ずわいがになどでございます。こういった資源は、韓国、中国、ロシアの水域にまたがる資源です。このような資源につきましては、当該外国との協調した管理が不可欠と考えております。例に出して恐縮ですけれども、石黒委員の地元はすけとうだら刺し網漁業ということで、すけとうだらを対象としておられますけれども、刺し網でございますから、すけとうだらを追ってとるわけではございません。待ってとる漁業でございます。

一方で、目の前の北方四島水域はロシア側に占拠されておまして、過去を見ますと、ロシアのトロール漁業が資源に大打撃を与えているという経緯がございます。このような資源につきましては、当面は一方的に我が国漁業者のみに痛みを伴う管理を強いることなく、資源水準を維持することを基本に、また、先ほど言いましたように、待ちの漁業であったりするわけですから、年により、どちら側に資源が来遊するか、回遊するかといった変動も見込んでTACを設定していきたいという趣旨でございます。

最後に(4)でございます。念頭にありますのは日本海のずわいがになどです。日本海のずわいがににつきましては、トロール調査をやっておまして、今後3年間程度の資源の加入量が予測できます。具体的には、来年は非常に加入がいいと、極めてよいと言われておりますが、その次の2年間は、その半分程度になるだろうと言われております。

こういう場合、来年だけを考えれば、ことしのTACを相当量ふやしてとることも可能なんですが、そこはその次のことも考えて、可能な範囲でとり控えて漁獲を平準化していくということを想定した記述にしております。

説明につきましては以上でございます。

桜本分科会長代理 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問……。

宮原委員。

宮原委員 新参者で大変申しわけないんですが、ちょっと長くなるかと思いますが、事前に資料をいただきましたので、それを見た所感を述べさせていただきたいと思います。

まず、1番目の基本理念でございます。基本理念の中で、「資源の保存・管理の担い手は漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長する」という表現、また(1)で「関係者の合意を形成しつつ」という書きぶりがあるわけでございます。これは、今の長谷さんの御説明も承って、大変いいことだというふうに評価を申し上げたいと思います。

それから、飛びまして、5ページの第3のところでございます。TACにつきまして、管理方針を明記されたというのは大変よろしいのではないかと考えております。

それから、各論といたしまして申し上げたいんですが、6ページでございますが、2の(1)でございます。環境条件を勘案して資源回復に区別を設けるといのは極めて現実的などころではないのかと思います。条件が悪いものを資源維持を目安に考えていくということで、環境条件が急速

に悪化しているようなものについては、漁業経営を勘案すれば、一時的には資源の維持も難しいという場合もあるわけでございまして、そのような対応もあり得ることをここで確認させていただきたいと思えます。

先ほどの御説明の中にすけとうの例があったわけですが、すけとうだら日本海系群につきましては、これまで北海道の漁業者が資源管理型漁業を積極的に推進されてきたわけですが、環境条件の悪化によって、今後資源が悪化するとの研究者の見解も出されているということでございまして、TACの設定については、地元も、私どもも大変憂慮しているわけですが。

特にすけとうだらにつきましては、さんまと同様ですが、罰則を伴う強制規定が適用されることとなりますので、他のTACと違ひまして、他のTACではガイドライ的なTACということでございまして、言ってみますと、このTAC以上をとれば犯罪につながるわけですが、すけとうだらのような資源については資源管理法、いわゆるTAC法の規定にございまして社会経済要因を勘案することになってございまして、ある程度一定のアローアンスを持ったTACの設定をしていただきたいというふうに意見を申し上げます。

それから、(2)でございまして、さんまの話があったわけですが、このようなさんまの場合こそ、まさに社会経済的要因として考慮すべきものであると考えておりますので、この記述につきましては賛成をしたいと思います。

それから、(3)またがる資源の話があったわけですが、特に韓国、中国、ロシアとの資源管理の協調を一日も早く実現していただきたいというふうにお願ひを申し上げ、この点につきましては特段の御配慮をお願いする次第でございまして。

ちょっと長くなりましたが、事前に読ませていただきましたので、このように意見として申し上げます。

桜本分科会長代理 ありがとうございます。こちらから、何かお答えすることはないですか。

ほかに御意見、御質問.....。

山田特別委員 TACの設定に関して、ただいま宮原委員からお話がありまして、ダブル部分があるかと思ひますけれども。

一般的な漁獲量の推定につきましては、失礼な言い方になりますが、研究者の皆さんには大変な御努力をいただいているところであろうと思ひますけれども、再生産関係も明らかにされていない魚種も多くありますし、また再生産と海峡変動との関係も明確でなく、実際に漁業に携わっている私どもからいたしますと、疑問を持たざるを得ないような場合も多々あります。

例えば、例に挙げました北海道におけるすけとうだら、日本海系統群のすけとうだらについて、この点も韓国漁船の撤退、または私ども沖合い底びきの50%になる減船など漁獲努力が大幅に減ったにもかかわらず、資源がふえない状況にあります。

さらに、今年の資源評価では、突然、資源量はさかのぼって下方集計され、さらに4割も漁獲努力を減らすべきだという提言がなされておりますので、到底、私どもが対応できる削減率ではないと思っております。

TAC制度には、先ほど申しました設定に当たっては、当初、資源評価に比べまして、社会的、経済的な要因を加味するという事で私ども理解をして今まで進んでおります。今回提案されました基本計画見直しについては、異議はございません。しかしながら、これらの運用に当たって資源評価自体が振れの大きなもので、漁業者が納得できない部分が非常に大きいということで、先ほど

も宮原委員からありましたとおり、いろんな要素を加味した中でアローアンスを求めてTACを設定していただきたいと思います。

また、御案内のとおり、太平洋系統群のすけとうならば、岩手県沖合い水域で過去に例の見ない漁獲がありました。このような場合には、漁獲情報も入れまして積極的な期中見直しを行っていただきたいと、このように思います。

また、先ほど推進室長からお話もございましたけれども、オホーツク海のすけとう、ずわいがに、根室海峡のすけとうなど、ロシア海域に隣接するものにつきましては、毎年言っているとおり、先ほど室長の説明で私も十分理解しておりますけれども、その資源量評価に当たっては十分考慮していただきたいと思います。

それと、今回の基本計画から離れるかもしれませんが、水産庁というか、個人的でも結構なんですが、御意見をお伺いしたいなというのは、19日の日曜日に、地方紙ですけれども、北海道新聞に国際自然保護連合のシェパード保護地区事業部長が、知床の世界遺産に関する登録に向けてのハードルということで、大きな質問を4点、環境省にしているようでございます。

その一つがすけとうだらの操業方法の調整の問題、それと、ダムとえぞしかと観光客と、こういうことなんですけれども、私どもはダムとかえぞしかとか観光客は別としまして、すけとうだらで、資源量に注目しているというのは、絶滅に瀕しているトドのえさになっているということで、これが対象になるのではないかとということで非常に心配をしていたようです。すけとうでは、そういう大きな心配はしなくてもいいのかなという文章になっておりますけれども、これがトドのえさということで、さけ、ます定置の撤去を求めてくるのではないかとという危惧もしている。こういうような記事が出ているわけです。

30数年前、オホーツクの私どものところにもトドというのは大変おりました、定置の被害もあったし、さけも食われたということで、30数年前、40年近い前に、自衛隊の協力を得て、自衛隊の飛行機でトドの討掃作戦をやったこともございます。

幸いなことに、最近は、オホーツク海からトドは見えませんが、その後、根室、十勝にかけて、10年にもなりませんけれども、トドの被害で定置網の方が非常に苦労したというようなことで、最近は十勝、根室では余り聞きませんが、トドの被害というのは、御案内のとおり、日本海で刺し網の方が毎年、数億という被害を受けております。

このトド対策については、北海道組合長会からも水産庁に対して、トドの対策ということで要望があろうかと思います。トドが絶滅しようと、我々漁業者にとっては、害であって益ではないというふうに私ども漁業者としては思っております。

そういう中で、鯨と同じくトドの撲滅に関して、すけとうだらなりが、ある部分では将来的に変な部分での漁業管理の対象になるとか、定置網の設定についても問題になるとかということになると、北海道の漁業者にとって大変なダメージになると思っております。

当面TACとは関係ございませんけれども、この辺について、個人的でも結構ですし、何かお話が聞ければと思います。

石黒特別委員 後ほど、その他で私の方からもお話ししようと思っておりましたけれども、山田委員からお話がありましたように、私もここへ9月19日の北海道新聞を切り抜いて持ってまいりました。

シェパード部長が調査に入った中で、山田委員がおっしゃったように、全く同意見で、トドのえさになるためのすけとうの漁獲を少し抑制できないかというような感じのお話であったと私も漏れ

聞いております。

その後、私も用事がありまして札幌へ長期滞在しておりました間に、うちの組合に環境省の方々が5、6人まいりまして、すけとうを抑制するためのお話を漁民にしたいので、その機会をつくってほしいというお話をして帰っていったという報告を受けておるんです。

地元の漁民として、地元の漁民の生活を侵害されるような世界遺産であるべきではないと、僕は思っているんですよ。それと、山田委員がおっしゃったように、トドは北海道にとっては害獣であって、決して有意義なものではないと私どもも思っております。

今おっしゃったように、過去に自衛隊を頼んで駆除の方策も一部取ったこともあります。そういう中で、幾ら世界遺産だからといって、その海域で従来生活をしてきた、すけとうを生活の種としてきた組合員や漁民の漁獲量を削減したり、抑制をしたりということはとんでもない話だと思っております。

水産庁としても、その辺の見解を聞きながら、これらのものに対してきちっとした処置をしてほしいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。山田委員からもお話があったように、御見解をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど宮原委員からもお話がありましたように、基本計画の見直しについては、漁獲可能量の設定にかかわる件については、1番と3番が羅臼に関係、あるいは北海道に関係のあるお話なので、私からもお話を申し上げたいと思います。

先ほど長谷室長からもお話がありましたように、根室海峡はロシアが実効支配をしている海域が目の前にありまして、すけとうは行ったり来たりするわけです。しかし、その中で、昭和63年以来、大きいのは4000トンから7、800トンのトロール船が延べ隻数で、1年で2000隻も3000隻も来てひきずり回すというような状況なんですね。

特に地元の漁民の話を聞くと、実効支配をされている海域の方は、すけとうの産卵場所が非常に広範囲にわたってあるという話なんですよ。そういうところをロシアのトロール船が……。日本ではトロール船の底びきは禁止されている海域で、幾ら国の違いがあるとは言いながら、ああいうことをされるということは、すけとうの資源が枯渇に向かっていくのは当たり前のお話ですよ。

しかし、そういう事実がありながら、ABCリミットを設定し、それに根室海峡のTACを近づけたいというお話を耳にしたんですけども、少なくともロシア側がとっている漁獲量も把握できない中で、科学的見地として資源量の評価が果たしてできるんだろうかという強い懸念を持っているんです。

ですから、そこら辺も十分配慮の上、先ほどお話がありましたように、すけとうには罰則規定がありますので、採捕停止命令にならないような、ある程度のアローアンスを持った枠を、TACを設定していただきたいものだと考えております。

もう一つは、1番に関連することでありまして、日本海北部のすけとうについても、漏れ聞くとところによりますと、17年向けのABCのリミットが大幅に減らされたということが、北海道で説明会があったように聞いております。しかし、そのときの説明のトン数ですと、沿岸の方々がとっているトン数とほとんど同じだという状況なんですよ。少なくとも、トロールだとか、そういうものの枠は、その中には入っていないとすれば、おかしいんじゃないか。

もう一つは、地元の漁民は、禁漁期間も設けたり、禁漁海区を設けたり、操業期間を縮めたり、あるいははえなわの数を大幅に減らしたりなどしながら、資源の培養を図って、回復を図ってきているわけですよ。そういう実態がありながら、なおかつ、ABCを減らし、TAC枠を減らすとい

うことになる、地元の漁民としては納得のいく話ではないと思うんです。

長谷室長は、これを 11 月に示されるというお話ですが、もしこれをやるんだとすれば、少なくともその海域を生活の場としている漁民のところへ来て、それなりの水産庁として納得のいく説明をして、理解を得た上で行ってもらいたいと考えております。お願いをいたしたいと思います。

以上です。

桜本分科会長代理 少し広範囲にわたる質問、御意見が出ましたので、問題を整理したいと思います。

知床の世界遺産の関連は非常に重要な問題だと思いますけれども、ここで議論しているテーマと外れますので、その他のところでもう一度、お答えさせていただきたいと思います。

それで、改正案に関する御質問に対して御回答いただきたいと思います。

長谷資源管理推進室長 委員の皆さんからいろいろな御意見が出て、大きな方向としては御理解いただいた発言が多かったと思いますけれども、個別の問題として、まだ非常に懸念があるということだと思います。

日本海のすけとうだらの話につきまして、日本海だけではないのかもしれませんが、特にすけとうだらの管理につきましては、地元の理解と納得が重要だと思います。そういう気持ちを第 1 の基本方針に書いたつもりですので、そういう努力をしていきたいと思います。

また、漁業者は当然ですけれども、すけとうだらはえなわですとか、刺し網というのは北海道知事許可の管理漁業ということになりますので、半分管理してもらおう北海道の知事とも十分相談させていただきたいと思っております。

宮原委員から、非常に急激な変化があったものについては、維持するということではなくて、場合によっては短期間、資源を減らしてでもということがあるんじゃないかという御発言があったと思います。その部分につきましては、いろいろな条件がございますから、最低限と言いますか、維持するということまでは御理解いただけるかと思えます。場合によっては、短期間、減ってもという部分については、なかなか難しい点あると思いますけれども、そこら辺は資源をたたいてつぶしてしまっただけでは何にもなりませんので、そこら辺、どこで許容されるのかというところは、研究担当部局とも相談をしながら、どこまで許容できるのかというのは個別に検討していかなければいけないなと思っております。

桜本分科会長代理 石黒委員、よろしいでしょうか。

まだ、いろいろ議論する機会がこれからもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに御意見、お願ひします。

藤井特別委員 宮原委員等のお話になったこと、全くそのとおりだと思いますし、基本理念としては、なかなかビューティフルにつくってあるとは思ひます。

その中で、今もお話があったように、経営事情というものを十分勘案していただくということなんだらうと思う。それから、過去の漁獲実績に必ずしもとられるわけでもなからうけれども、とにかく経営事情というのは念頭に置いてもらわないと壊れてしまいます。

2 の (1) に書いてあるんですが、「現状の資源水準を維持する等」と、「等」という字が入っているんですが、これはどういうことを意味しているのかよくわからないんです。具体的な何かがあるのか、ファジーにしてあるのかどうかよくわかりませんが、その辺どうなんでしょうか。

桜本分科会長代理 お願いします。

長谷資源管理推進室長 この「等」の部分は、まさに先ほどお答えした維持するということが基本といたしますか、取っかかりだと思わすけれども、場合によっては、必ずしもそうでない部分も起こり得るんじゃないかということ念頭に置いた「等」でございます。

桜本分科会長代理 よろしいでしょうか。

樋口委員、お願いします。

樋口委員 私ね、どうしても言わなければいかん。この前にも申し上げましたが、日本でみんなが資源管理のために努力を払う、これは、どう言おうが、自分たちが、自分たちの資源を守るという前提のもとにやることですよ。多少の違いがあろうが、日本のお互いのことを考えてやる。しかし、片一方で、努力をなんぼ払ってみたって、外国から、そのすき間をいやすがごとくに、どんどん魚を入れてくるんじゃ、その根本の考え方が違いやしませんか。

これはどういうふうに考えておりますか。それを答えてみてください。

カナダからもかにはなんぼでも来る。さばといえば、ノルウェーからも来る。日本のスーパーへ行ってみなさいや。地元の魚を外国から入ってくる魚と比べてみなさいや。日本の、しかも地元の魚ということ考えた場合には、探すのに苦労するくらいにスーパーの魚の事情、消費事情というのは、現実には変わっておるわけでしょう。

だから、日本の国内のあらゆる魚種、そういうものを資源管理していくということには私、大賛成ですよ。でも、無定形にどんどん外国から入れるということは、日本の漁業者のありようを狭めていくことにつながるんじゃないですか。それは、無定形にどんどん今までのごとくにやるんですか。5割以上のものが外国から入っているといつて、水産庁の報告書にも書いてありますよね。

だったら、通産省サイドか、日本の国のそういう分野で考えられておる事柄に水産行政は意見を言わなくていいんですか。わしは言うべきだろうと考えております。

桜本分科会長代理 お願いします。

宮原委員 まさに私ども全漁連も今の御発言と同じことを国に求めているわけでございます。W T OとかF T Aとか、自由貿易を促進する動きが世界的な潮流になっているわけでございますが、資源管理をしなければ有限……、水産物は有限天然資源でございます。

そういった意味で、日本政府に対しまして私ども全漁連といたしましては、関係業界の皆さんと一致して政府に対して有限天然資源の持続的利用ができる貿易ルールを確立すべきであるということW T Oに訴えるべきである、また二国間協定を結ぶというF T A交渉の中でも、そういった確立をしてほしいということで、全漁連の動きとしては、そういうことをやっております。

このことは水産庁も私ども業界の意見をくんで取り組んでいただいておりますので、かわって御報告させていただきます。

樋口委員 あんたがそういうことを言うからだめなんよ。あんたがそういうふうに言うと、だめなんよ。内輪で、だれそれがどれくらいの範囲にまで、あんたのことを理解しておるといのは、第三者には理解できん。わしは、ある意味で言うたら、漁業については関心があるけれども、内水面だから門外漢みたいなもんだけれども、日本の水産業のあり方そのものが、水産の世界から政府に対して意見が出ていきよらんとですよ。一行も書いてないもん、そんなこと。それを圧迫しないように配慮を願うとか、願うというのはおかしいよね、配慮があるべきだとか、そういうふうな事柄を一行でも入れていくべきだとわしは思う。

竹谷資源管理部長 きょうお諮りしておりますのは、T A Cなどの前提になっております基本計

画でございますので、資源管理のことについての基本計画であるということ、まず御理解いただきたいと思います。

それを重々おわかりの上でおっしゃっているんだと思いますが、貿易の問題の話はどうかというと、先ほどお話もございましたように、貿易の問題については資源の持続的な利用という観点をしっかり踏まえて、今、IQ制度がございます。そういうIQ制度の運用などを通じて資源の持続的な利用を確保しながらやっていけるようにということで、WTOの場でも、あるいはFTA交渉などが始まっておりますが、そういう場でも議論をしております。それは漁業関係者の皆様方の御意見も踏まえて、そういった方向で対応している。

それはどこにも書いてないじゃないかとおっしゃいますけれども、まさに交渉している最中のことなので、そちらの方では、そういう主張を繰り返しているというところがございます。

きょうのこの紙には書いてありませんが、この紙は、日本国内のEZ内におきます資源管理の方針ですから、ちょっと貿易とはシチュエーションが違いますので、これはこれで御理解いただければと思う次第です。

樋口委員 反論するようですけれども、わしね、ここへ来始めてからずっと、どの項目を見ても一行もそういう……。日本の置かれた状況というのを説明しないまま、TACの問題や管理をうまくやりましょうって。やりましょうというのに、反対はほとんどないでしょう、我がまを言わなければ。辛抱するかしないかの問題ですから、お互いが。

でも、辛抱をお互いやってきたところが、今やっている真っ最中じゃって言われるけど、それが日本の資源量のというよりは、日本で消費する量の半分以上が外国から来るとような状況について、これで漁業者の生活やその他将来的な漁業者としての見通し、方針だとかいうのが約束されますか。そういうことでは、明かりも見えんというのは、こういうことじゃないですか。少なくとも7割は、私が思うのに、3割はかついででも我慢してでもこらえるけど、半分以上はなかなかこらえにくいですよ。

そういうふうな当たり前のことを日本の政府はちゃんとやるべきだと私はそう思いますから、この問題に、きょうのこの部分だけをとらえて、いつも論議したら、いつかたつたって見込みが出てこない。

弓削水産庁次長 次長でございます。ちょっと見ばえの悪い格好で出席していることをお許しいただきたいと思います。

今、樋口委員のおっしゃられたこと、常にこういった国内の生産、資源管理の問題と輸入がフリーに来ていると、それでどうなるんだと、常に取り上げられる問題でございますけれども、我々水産庁及び日本国政府としても、この状態が必ずしも適正な状態であると思っているわけではございません。

ですから、樋口委員が言われるように、書いてないといいますがけれども、この背景に、先ほどの説明に出てまいりました水産基本法に基づく基本計画、基本法に基づく基本的な方針というのは閣議で決定されておりますけれども、今の5割を少なくとも6割まで1割上げると。一挙に7割まで上げる、8割まで上げると書けばいいんですけど、それは机上の空論になりますので、我々政府としては自給率を上げるという大目標をもう既に掲げてあって、それは政府の決定事項になっております。

そういうことを背景にして現在、日本の水産物の総需要は1000万トンあって、残念ながら、日本でとれる漁獲量が600万トンしかないという事実がありますから、これは不足の部分がある。こ

これは輸入というもので補わざる得ないというのも事実でございますけれども、我々としては、基本方針に基づいて、2大目標であります国民に対して水産物を安定的に供給する、それと水産業の健全な発展をやっていくということを施策の柱にして、具体的には、自給率について1割上げていこうということを施策の柱にしておりますので、その中の一環としての日本の資源が今、必ずしもいい状態でないものが多いところを、とにかくみんな協力して回復していこうと、そうすることによって自給率の向上につないでいこうと、そういう方針であるということを御理解いただきたいと思えます。

樋口委員 なかなか明確に聞きました。そういうふうに言うてもらわないかん。

桜本分科会長代理 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

高橋特別委員 基本理念の後段で言われています積極的な取り組みを助長するんだということを受けて、2ページ目の資源回復計画の推進というところで、減船という文字が2カ所ばかり出てくるということなのですが、新聞報道によります平成17年度の水産庁の予算要求の中で、中小漁業経営改善再建事業というんですか、こういう中で、これまでの漁業再編の整備改善というのは、撤退イコール減船ということで、かなり日本の漁業の弱体化を招いてきたんだという観点から、一定の漁船の保有をしたいんだということで要求を組むんだという新聞報道がなされているわけです。

そうすると、片方では資源回復のため減船というものを行って、片方では一定量を保有したいんだということで、かなり相反するような書き出しになっておりますので、この辺の整合性はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思えます。

竹谷資源管理部長 今、御指摘の点ですが、新聞報道等でなされておりますように、17年度の予算要求の関係で、従来の減船とか休漁といった手法のほかに、経営継承対策ということで、減船によらずに現在の漁獲努力量を維持しながら、隻数も維持しながら取り組んでいけるようなスキームも新たに追加していこうという予算要求を行っております。

どれをどう使い分けていくかということは、それぞれの漁業種類の置かれている実態に応じてというふうに考えておまして、特に国際的な競争力の維持が必要な漁業、端的に言えば、かつお・まぐろ漁業といったようなものにつきましては、日本だけが従来、減船を行ってきた、ほかの国は追随してこなかったという形がありますから、そういうことでいいのだろうかという疑問のもとに、むしろ日本も一定のかつお・まぐろの船団を維持して行って、そういう中で日本としての漁獲量の確保を図っていくべきではないかという考え方のもとに、そういう取り組みも進めていこうということです。

そして、経営体の中では撤退したいという方がいるわけですがけれども、その方の分はもっと規模を拡大したいという方に移していくのをスムーズにできるような、そういうのを応援していくような支援できるスキームを予算的に手当てしていこうというのが、今回、予算要求している内容です。

逆に、日本国内の漁業の中では、どうしても依然として漁獲努力量の方が資源状況に比べて上回っている漁業種類がたくさんあるわけです。そういったものは引き続き減船なり、そういったものの状況が一時的であれば休漁といったような措置は引き続き取っていただかなければいけない。それぞれの実態に応じた対応策を取れる選択肢をふやしていこうということで要求をしているところでございます。

桜本分科会長代理 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますでしょうか。

保田特別委員 長谷室長にいろいろと御説明をいただきました。TACの設定の中でもさんまは

強制規定のある魚種でありまして、昨年は業界として操業の停止命令も出しました。

そういうふうな形でやった結果がああいう結果になってしまったということで、漁業者自体、恐れおののいてしまった、近年ないくらいの魚価の大暴落によって。それも、TACを消化したことによって起きてしまったということになってしまった。

ことしの場合、20万4000トンというTAC数量ですが、さんまは御存じのように、ロシアとの地先交渉の中でクォータがある魚種でございます。その中で本年は、漁場が操業当初からロシアの200海里内が主漁場となって、このままでいくとロシアのクォータを消化してしまっ、さんまという魚種を国民に対して安定的に供給できなくなるおそれが出てきたということで、我々もどうしたら安定的に、幾らかでも長い期間、日本200海里内での漁場が成立するまで、何とか長い時間をかけてやりましょうということで一生懸命努力しているわけでございます。

昨年の状況を見ますと、おわかりのように、大型船180トンクラスの船はたった1年間の大暴落のせいで7隻から8隻が廃業に追い込まれたという、漁船漁業の体質が弱っているという状況の中で、今回、(2)で示されたように、漁業経営という部分を重点的に、言葉として、文言として出させていただいたということに対しては非常に評価しております。

以上でございます。

桜本分科会長代理 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ、基本的な改正案の考え方については賛同する意見あるいは評価する意見が多かったと思いますけれども、まだ実用面で考慮してほしいところが、若干といたしますが、いろいろあるということで、そういう点を考慮していただいて、次回の資源管理分科会で報告していただくということをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

そ の 他

桜本分科会長代理 その他に入りたいと思います。

先ほどの根室の世界遺産に関して、漁業の利用がかなり影響を受けるのではないかという危惧がされておりますが、その問題につきまして水産庁側から……。

重沿岸沖合課長 先ほどのトドの絡みの世界遺産関係で、シェパードさんの発言は、私もそのものを所持しているわけではないので、今のお話を伺っての整理という形で……。

私の立場は沿岸沖合課長ということでございますから、漁業者の方々の立場に立つという面でのバイアスがかかっているかもしれませんが、そういう意味で、基本的には水産庁の漁業者としての立場を反映した見解だというふうに理解して、お聞きいただければいいと思います。

最近では青森まで若干出てきているようですが、トドによる漁業被害が毎年10億円前後あるという状況については、北海道の組合長会議や道庁からいろいろお話を伺って、その実態につきまして、いろいろと我々自身も調べているところでございます。そういう観点からいきましたら、当然のことながら、漁業にとって、トドというのは害獣だという認識で位置づけていることは間違いありません。これにつきましては、当然のことながら、漁業にとっての害獣ですから、我々としても一定の範囲の対応ではありますけれども、水産庁として、害獣駆除対策の一環で、道に対してトドの駆除に対しても一定の補助という形で補助もしておりますし、そういう意味での害獣対策もや

っているところでございます。そこは、立場としては明らかだと思います。

一方で、皆さん御承知のとおり、アメリカのような国においては行き過ぎた環境保護政策が行われる場合がありますが、我々から見て行き過ぎたということですが、アラスカあたりではトドのえさのために漁業者のクォータを制限する、ストップかけるといったようなことをやっていることも事実でございます。ある意味で、漁業、魚に対する物の考え方が違う国では、確かにシェパードさんがおっしゃるようなことをやっているところもあるかと思えます。

ただ、我々の日本の立場としては、漁業資源というのは漁業者や日本国民のためのものがございますので、そのところでのトドという立場での害獣、これについては、今行っているような形の駆除というのは一つの方向だと思います。

トドというのは、どういう位置づけなのかといったときに、トドもそれなりの全体の生態系の中の一つの存在ですし、いわゆる希少生物とかそういった観点での一つのカテゴリーで、それなりに配慮はしなければいけない動物だということ、これも確かだと思います。

ということで、一方的に今の水産庁なり北海道の漁業という立場から、トドに対しては、害獣ですけれども、その絶滅を図るような乱暴なことをしているわけではなくて、最小限必要な一定の範囲の駆除となっています。また、対策としては駆除するだけでなく例えば水産庁も補助事業でやっておりますけれども、トドの被害を減少するために、現状として、どこまで使えるかというのはありますけれども、トドにやられても大丈夫な定置網とか刺し網も開発している。

このところは、なぜそういうことをしているかと言えば、こういうような害獣といえども、特に希少生物等にかかわるようなものについては、漁業としても一定の配慮をした上で、こういうものと向き合っていかなければいけない。ですから、このところにつきましては、害獣ですけれども、これは一定の管理というものをしていく中で、こういうものにつき合っていくということで考えております。

漁業としては、もちろん魚の管理、水産資源の管理という意味では漁業者の方々が漁業者のためのTACとか資源管理という形でやっていくべきであって、トドのためのクォータを設定して、それで漁業者のクォータを減らすなんていうのは論外の話だと思います。一方で、トドにつきましては、管理という観点で一定の、言葉ではきれいですけれども、実際なかなか難しいというのはわかっておりますが、そういうものとの共存みたいなものも図っていくといったような姿勢も漁業サイドとしては示していく必要があるのかなということはあると思えます。

そういう意味で、伺っているところでは、知床の環境保存計画という中でも、トドについては、いわゆる管理と、要するに、一定の枠組みの中で許容できるところは許容していくと。ただ、基本はあくまでも水産資源は漁業者のためのものであり、国民のためのものであるという考え方からは、TACなり何なりというところは、アメリカとかイギリスといったような国の考え方は日本では相入れない考え方であるというふうに考えております。

山田特別委員 それだけ聞いていけば、そうかなというふうには思います。

ただ、私も石黒委員も心配しているのは、トドについては、年間の駆除する頭数を決めたりやっています。それはそれで管理をしていかなければならんという部分はわかりますけれども、今言う知床を世界遺産にするために、求められているようなすけとうのTAC数量を制限されたり、さけ・ますの定置網の立て方とか数量とか、そういうものを制限されると困るということなんです。今のままでトドの保護をしていくということについては、我々漁業者も100%ゼロにせいとは言って

ないんですよ。

ただ、そのことに対して、世界遺産にするために環境省が我々漁業者の立場を全く無視して、すけとうの数量を減らしたり、さけ網の定置の頭数を減らしたり、例えばですよ、そういうことに一般世論を巻き込んでドッとやられるということに対して、将来的に危惧を持っているんです。多分、石黒委員もそうじゃないかと思います。

課長が言ったことについては十分理解しているんです。

重沿岸沖合課長 今の御懸念ももっともなことだと思います。漁業者の方も水産庁も基本的なポジションは全く同じなわけですから、世界遺産の問題等につきましても、漁業への何らかの影響があるということであれば、前広に環境省に意見を言っていくということをやっていかなければいけない。

一方で、話し合いの中で何らかの妥協点みたいのがあるのであれば、そういうものを一生懸命売物にして、漁業サイドとしても、環境については一定の範囲内で配慮しているという形で逆にPRしていくのも一つの考え方かなと思います。

いずれにしても、漁業者に迷惑がかからないような形で、この問題については環境省に皆さんの声を伝えると、私どももそういうような形であれば環境省に伝えることはやぶさかじゃないという状況だろうと思います。

桜本分科会長代理 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございますか。

蟹特別委員 私はいか釣り漁業をやっております。その他のところで水産庁にお願いしたいことがあって意見を申し述べたいと思います。

我々は指定漁業の許可を受けて、150 数隻が操業しております。そして、年間の中にロシアの 200 海里で操業することも 1 漁期に組み入れて計画を立てております。もちろん、5 月 17 日にロシアの 200 海里へ入って操業するための申請は出ていると思います。現在、まだ 39 隻がロシアの 200 海里で操業できる許可が交付されておられません。

できるだけ早急に、この 39 隻がロシアの 200 海里で操業できるよう許可の交付をお願いしたいと思って意見を述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

重沿岸沖合課長 委員御指摘のいか釣り船 39 隻につきましては、ことしの初夏から申請いただきまして、向こうに申請して、まだ許可が出ていないわけですが、御承知のとおり、これまでも何回も、審議官が訪露の際にも案件として入れていただいたり、大使館の公使、大使からも強く申し入れはしていただいておりますし、現在でも、その辺の努力につきましては継続して行っているところでございます。

一方で、今回の問題につきましては、御承知のとおり、ロシアの国内法の違反があったということがきっかけで、ロシア側の国内的な整理として、まだ出ていないということでございます。

私どもとしても今後、まだ漁期がある限り継続的にロシア側に許可の発給について外交ルートを通じて要請してまいりたいと考えております。

蟹特別委員 いろいろなことは僕も耳にしております。

ロシアの 200 海里は、漁期中に 5 日許可が出れば、それを有効に操業できるような許可として取り扱われるのか、扱われないのかということもあります。自然相手ですから、その漁期を逸すれば許可証が出ても無意味なことになるんです。

水産庁のお骨折は十分僕も耳にしておりますけれども、早くロシアの 200 海里へ入って操業でき

るよう、操業許可証を交付してもらうよう、強硬にお願いいたします。

重沿岸沖合課長 努力いたします。

桜本分科会長代理 ほかに何か御意見……。お願いします。

藤井特別委員 最後だと思imasるので、ちょっと苦言になるかもしれません。

9月1日に、日本海のまいわしは禁漁と発表されまして、寝耳に水といいますか、大変にショックを受けて、その後、1週間ぐらいして撤回ということになりました。

その後、私ずうっと海外を飛び歩かまして、おととい帰ってきたんですが、きのうのテレビ見ましたら、「まいわしが台所から消える。禁漁だ。」と、テレビで……。あれは多分、前のビデオをやったんだらうと思うんですがね。

いろいろ意見がありまして、なぜこういう事態が発生したのか、水産庁サイド、よく考えて……。水産庁発表ということですから、これは大変な反響でありますので、今後とも、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思imasます。なぜこういうことになったのかよくわからないんです。

苦言を呈するようすが。

五十嵐漁政課長 私もよくわかりません。ただ、おしかりは十分に重く受けとめたいと思imasます。

宮原委員 先ほどの基本方針の中でも、19年の一斉更新の話があったので、そのことについてお願ひをしたいと思います。

14年の一斉更新の際に、処理方針を出していただいたわけでございます。この処理方針を策定するときには私も参画をさせていただいたわけでございますが、その際、沿岸と沖合の漁場調整の問題、また、すみ分けといったことも提案をさせていただいたわけでございます。そういったことを踏まえまして、全漁連といたしましては政策提言をこの3月にも出させていたおいてあります。

そういったことを踏まえまして、次回に14年の一斉更新以降の国としての取り組み状況なり、現状について御報告をしていただければありがたいという要望でございます。

重沿岸沖合課長 委員の御発言の御趣旨を承りましたので、前回の一斉更新のときの経緯も踏まえまして、一斉更新以降のことがらについて、今御発言のあった内容につきまして整理させていただいて、できるだけ早い機会に一度、御報告するような方向で検討させていただきたいと思imasます。

桜本分科会長代理 時間が迫っておりますので、もしなければ、この辺で討議を終わりたいと思imasますが、よろしいでしょうか。

事務局から何かございますでしょうか。

五十嵐漁政課長 次回の資源管理分科会でございますが、先ほど来、お話に出ておいてます16年度に向けてのTACの件と、ただいま御要請のありました前回、14年の一斉更新の進捗状況あるいは取り組み状況等でございますが、それらを議題といたしまして、11月中旬ごろ開催というふうにおいてあります。また個別に日程調整をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

閉 会

桜本分科会長代理 以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきたいと思imasます。

長時間にわたり御討議いただきまして、ありがとうございました。

答 申 書

16水審第15号
平成16年9月21日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

水産政策審議会
会 長 小野 征 一 郎

平成16年9月21日(火)に開催された水産政策審議会第17回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第67号 海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令について
諮問第68号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
諮問第69号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について